仕 様 書 (案)

- 1 名 称 クリーニング業務(白衣等)
- 2 納入場所 津市中央3番1号 津地方裁判所
- 3 納入期限 令和5年8月25日(金)
- 4 品 目 別紙のとおり
- 5 数 量 別紙のとおり
- 6 業務内容等
 - (1) 別紙記載の品目については、熱水クリーニングを行う。

原則、80℃で10分間以上の熱水クリーニングを行う。ただし、熱水消毒ができない場合は、適量の洗剤を使用し、60℃から70℃の適量の温湯中で10分間以上洗い、次亜塩素酸ナトリウム液を用い、5%溶液の200倍希釈液で、再度洗う。その後、すすぎを清浄な水を用いて、初回は約60℃の温湯中で約5分間行い、2回目以降常温水で約3分間4回以上繰り返して行うこと。この場合、各回ごとに換水する。

(2) 発注を受けた日の翌日以降に4の品目を適宜の方法により回収し、回収後14日以内(14日目にあたる日が裁判所の休日の場合は翌開庁日とする。) にクリーニングをして納品する。

ただし、回収にかかる費用は受注者の負担とする。

以 上

別紙

熱水クリーニング

品目	数量
毛布用包布	1枚
シーツ (敷)	1枚
タオルケット	2枚
毛布	2枚
枕カバー(ピロケース)	1枚
白衣	1着